

環境 混ぜればゴミ、分ければ資源!

問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111 (127・128)

◆他人の迷惑になっていませんか?

最近、プラスチックやビニールごみの**野焼きによる苦情**が多く寄せられています。野焼きは法律で禁止されています。周囲に迷惑をかけないように注意しましょう。

また、家庭から出た剪定くず、落ち葉やボランティア伐採で出た草木などは、下記の方法で回収されます。

方法その① 回収日：各ごみ収集所の生ごみの回収日

出し方：資源ごみ(赤色)の袋に入れて出す。ビニールひもで縛って出す。(1メートル以下)

方法その② 袋に入りきれない大量の草木は**大崎有機工場へ直接搬入**してください。その際は役場住民環境課環境対策係または野方支所で**無料搬入券**の交付を受けてください。

皆さんに出していただいた草木は、生ごみとともに**完熟堆肥『おかえり環ちゃん』**としてリサイクルされています。発芽率98%（一般財団法人日本土壌協会による品質分析結果）の完熟堆肥をぜひご活用ください。

【おかえり環ちゃん】	5kg入り	100円(税込)
	15kg入り	300円(税込)
	バラ売り	5円/kg(税込)

※バラ売りは有機工場での販売になります。

※大量に購入される予定の方は、数に限りがある場合がございますので、事前に役場住民環境課環境対策係までご連絡ください。



購入先

そおりサイクルセンター大崎有機工場

☎ 099-471-0730

大崎町役場住民環境課環境対策係

☎ 099-476-1111

大崎町役場野方支所 ☎ 099-478-2111

年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111 (123・126)

◆国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納めることができます。（追納）

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。追納は、古い月のものから納付することになりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

大崎町役場 年金係 ☎ 476-1111 (内線 123・126)